

The social of manor and village in Hida province - Okamoto-no-ho, Kawakami-no-sho and Shirakawa-no-go

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-03-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 若林, 陵一 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/23940

飛騨国の荘園・村社会——岡本保・河上荘・白川郷——

若林 陵一

はじめに

全国の在地社会をみていくと、中世の時期には各地で荘園の世界が展開している。ただし、それらの荘園についてのこされた研究成果は数量的に各地で差が認められよう。例えば、飛騨国（現岐阜県北部）については『講座日本荘園史』^①には項目自体がなく、『荘園分布図』^②と『日本荘園データ』^③には白川荘（白川郷）・穴野御厨・岡本保・河上荘があるのみである。本稿でもこれらの荘園について中世後期の情報を一部並べてみることに精一杯であるが、まずは各荘園の歴史を整理して、それぞれの特色や今後の課題を認識することにつなげたい。なお、本稿で取り上げる三つの荘園については以下、各章の冒頭に掲げる【図一〜三】^④もあわせて参照していただきたい。

一、山科家領岡本保と守護・国司



【図一】飛騨国岡本保・周辺地形図

さて、まず「注進 仁安元年（一一六六。筆者註）色々雑物進未事」とされた注進状^⑤の中には「岡本郷」が登場する。ここは現在の

岐阜県高山市岡本町・上岡本町・下岡本町のあたりに比定される
 (前頁の【図一】参照)が、その後同郷は「岡本保」として確認さ
 れる。次の通りである。

【史料一】足利將軍家御教書案(山科家古文書)⁽⁶⁾

山科新中將教遠朝臣、飛騨国岡本上・下保事、於彼知行分者、
 拜領以來当知行上、就被仰下、所被止料所之号也、不可有遵行、
 至自余地闕所分者、可被沙汰付御代官、若有子細者、可被注申
 之状、依仰執達如件、

康応元年六月十七日 (斯波義將)判
 左衛門佐

佐々木大膳大夫殿

ここでは岡本保が上保と下保になり、ともに公家山科教遠の所領
 となって登場する。【史料一】では、康応元年(一三八九)、山科家
 の「当知行」が認められ、室町幕府(「左衛門佐」斯波義將は当時
 の管領)が飛騨守護の京極高秀(「佐々木大膳大夫」⁽⁷⁾)へ「料所の号
 を止め」るよう命じている。

その後、応永十三年(一四〇六)には、『教言卿記』(同じく山科
 教言の日記)に岡本が登場する。すなわち、「石浦・岡本」(石浦は
 現高山市石浦町)は本来、山科教遠の所領であったところ当時は「国
 人」が押領したようで、「只今常諶禪門(小島常諶。小島氏は国司
 姉小路氏の一族。筆者註)本知行之地ト申敷」⁽⁸⁾状態になっていた。
 そして、同十五年には、教遠(「山科治部卿殿」)へその「岡本上・
 下保并石浦郷」が返還されたようである。⁽⁹⁾さらに、岡本保などは数
 年後、次の史料にも登場する。

【史料二】足利義持袖判御教書案(佐々木文書)⁽¹⁰⁾

勝定院殿様
 御判

飛騨国石浦郷^(地頭)□□職、同国江名子并岡本保等事、止料所之儀、
 所預置佐々木大膳大夫入道々通也者、早守先例、可致沙汰之状
 如件、

応永十八年十月十四日

この史料は室町將軍の御教書である。応永十八年(一四一一)十
 月、石浦郷・江名子(現高山市江名子町)とともに岡本保について、
 今後は「料所の儀を止め」、飛騨守護の京極高光(「佐々木大膳大
 夫」)【史料一】の高秀孫)へ預け置くよう、その知行を保障してい
 る。なお、【史料二】の翌月には同じ内容の幕府御教書⁽¹¹⁾が佐々木大
 膳大夫入道宛で発されている。

ところで、【史料二】にある「料所」とは山科家領のことであろ
 うか。それとも何か幕府料所のことであろうか。ともかくそれを止
 め、ここでは守護の知行を安堵したのであろう。ただし、【史料一】
 と同じく当時も岡本保には山科家の影響があり、それと【史料二】
 の「料所」や京極氏「預け置」分が交錯した状況が想定される。

また、【史料二】は京極高光への姉小路氏の乱(応永飛騨の乱)
 の恩賞であると言われる。すなわち、同乱は応永十八年一月、飛騨
 国司姉小路氏と室町幕府・守護の争いのもと、姉小路尹綱が追討さ
 れたものである。⁽¹²⁾そして、この地域ではその前後の時期、国司勢力
 も強く影響していたであろう点に注意しておきたい。その上で時期
 を下らせて、次の史料をみてみよう。

【史料三】山科家雜掌申状写（『山科家礼記』〈重胤記〉）文明三年

十月三日

山科内藏頭家雜掌謹言上、

右子細者、当家旧領飛驒国江名子・松橋・石浦郷・岡本上下保

等事、帯代々御判御教書・遵行以下証文知行無相違、而於国之

代官職者、一旦当国之国司小嶋少将（勝言）仁預之置処、彼国司父子相

論之刻、就国急割守護代押領以外之子細也、此段就歎申、応仁

元年（仁）被経御沙汰御糺明之処、守護代無指陳答之間、既可有御

成敗時節、一乱出来之間、于今送年序之条不運之至也、然彼守

護代多賀出雲入道御歎令同意、致緩怠之上者、任理運如元嚴重

被成下御成敗者、可畏入存者也、仍粗謹言上如件、

文明三年十月 日

文明三年（一四七一）のこの史料によると、山科家は岡本上下保など飛驒国における家領の代官職（「国の代官職」）を当初は国司小嶋少将（小嶋勝言。姉小路氏一族）へ預け置いたが、同家が混乱する中、守護代多賀出雲入道がそれを押領したようである。

それでもこの年には、同所を山科家へ返すよう室町幕府の奉書が①山科家宛、②守護宛、③姉小路氏・国人江馬氏宛にそれぞれ出されている。¹⁴しかし、岡本保についてその後も現地では混乱が続いたのであろう。文明十二年（一四八〇）、山科家が伝奏に訴えた近來の「本所不知行所々」のうちと同じく「飛驒国（江名子・松橋・石浦・白川・岡本等）」とみられる。¹⁵

以上、十五世紀頃の岡本保についてまとめたい。この地域におい

ては国司の影響力が強く、さらに当該期には守護・守護代、守護勢力の動向が顕著になって来る。一方、荘園領主山科家の勢力も依然維持されていたとみられ、岡本保をめぐっては当時複数（種類）の領主が拮抗していた。その点が同保の特徴の一つであり、これは当該期の荘園に広く確認される傾向の一つとも言えよう。また、岡本保は上保・下保へと分かれて表現されることもあったが、近世には上岡本村・下岡本村が登場し、これらの移行については複数の領主権力との関係も含め今後の課題にしたい。

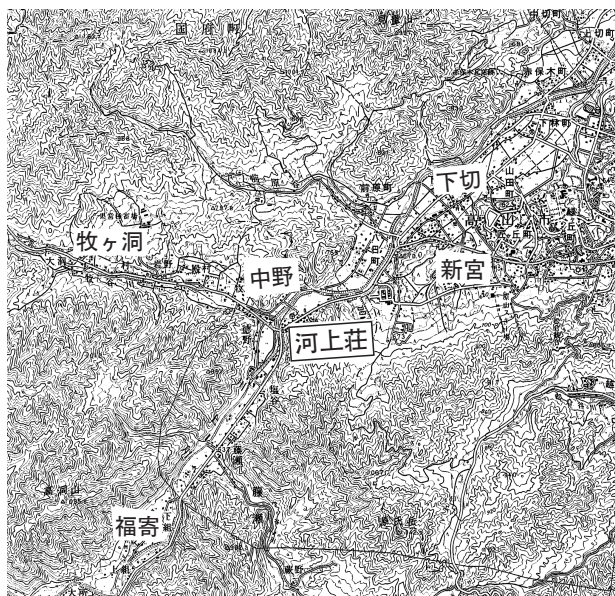
なお、岡本保における荘園領主山科家や幕府・守護・在地諸勢力との関係、先に今後の課題とした上保・下保・上下岡本村といった複数集落の動向などは、例えば和泉国日根荘との類似性を評価できるかもしれない。同荘でも当該期、荘内に日根野村・入山田村等、さらに内部の小集落（「村」）が分立し、それとは別に荘園領主九条家、守護勢力などの動向がうかがえる。

双方の比較など詳細は今後の課題であるが、本稿では以下、二の河上荘や三の白川郷でもそれぞれの村のすがた・特徴をはっきりさせるため、他国・他地域で当荘園・村と似た事例を発見していきたい。

二、白山長瀧寺領河上荘と「公領」

河上荘は現在の高山市清見町と旧高山市内の川上川沿岸部に比定され（次頁の【図二】参照）、こも元來、「川（河）上郷」として確認された所である。¹⁷建長七年（一二五五）には大野郡河上荘が立

荘され、美濃国白山長瀧寺領として認められた⁽¹⁸⁾。



【図二】飛騨国河上荘地形図

なお、長瀧寺は現在も岐阜県郡上市白鳥町に位置し、古くより白山中宮長瀧寺と呼ばれた。美濃禪定道における白山信仰の拠点（美濃馬場）として知られ、河上荘など飛騨国大野郡内、山田荘など美濃国郡上郡内に寺領を持ったとみられる。

では、河上荘におけるその寺領関係の史料を一点ますみてみたい。

【史料四】足利義満御教書写（楓軒文書纂）

白山長瀧寺領飛騨国河上庄事、早任官符宣・御下知已下証文并

当知行之旨、当寺領掌不可有相違之状如件、

応永三年二月廿一日

入道（足利義満）准三宮太政大臣御判

【史料四】では応永三年（一三九六）、「官符宣・（室町將軍）御下知已下証文并びに（長瀧寺）当知行の旨」に従って、長瀧寺領として河上荘が認められた。なお、【史料四】を含む「楓軒文書纂」は、儒学者・水戸藩主侍読の小宮山昌秀（楓軒）が各地の寺社に伝来する貴重な古文書類を書写・収録したものである。その中には本来の「長瀧寺文書」があったこと、河上荘関係史料も多く写本として含まれることが知られる⁽¹⁹⁾。

なお、河上荘に関してはその後も「河上庄段錢以下諸公事并臨時課役事」免除⁽²⁰⁾や「守護使不入」の件が問題となり、足利將軍や室町幕府からの安堵の旨が度々出された⁽²¹⁾。そして、関係して次のような史料ものこされる。

【史料五】飛騨守護京極氏被官連署奉書（長瀧寺文書）⁽²²⁾

飛州大野郡河上庄内神領買地事、為数年不知行上者、為新御寄

進被仰付訖、可被全知行由、依仰執達如件、

長享貳年九月卅日 師貞（花押）

（下坂）
秀隆（花押）

白山長瀧寺
年行事

【史料五】は長享二年（一四八八）、守護京極氏の被官師貞・下坂秀隆⁽²³⁾から長瀧寺へ下された奉書（遵行状）で、ここでは河上荘「神領買地」の件が問題となっている。すなわち、そのことによってか、

守護勢力による押領があったか、同荘は「数年不知行」であったが、今回新しく（改めて）同寺への寄進分として認められたという。

そして、さらに下って、次の史料がみられる。

【史料六】三木直頼・同直弘連署状（長瀧寺文書）

就公領長瀧寺公方年貢不致納候之由承候、近比曲事二候、嚴重二可致奔走候、無沙汰有之者候者、被召連、可有御裁許由令申候、其上於如在ハ召放、別仁可申付候、恐々謹言、

天文十四巳

十一月十七日 直弘（三木）（花押）

直頼（三木）（花押）

河上

名主百姓中

天文十四年（一五四五）、三木直弘・直頼から河上荘名主百姓中へ【史料六】が下された。すなわち、長瀧寺への「公方年貢」が納められずに「近比曲事に候」。そのため「嚴重に」勤めよというものである。なお、三木氏はもと守護京極氏・守護代多賀氏の被官・代官などとして活動したと言われるが、戦国期には京極氏や国司姉小路氏（先述）²⁴が後退する一方、自らの勢力を飛騨国内で拡大させたようである。

ところで、飛騨国の荘園・村閥系の史料では今後、より在地の人々の動きをみる必要があると思うが、その意味でも同史料の内容は重要である。すなわち、河上の名主・百姓らは、対象の所は「公領」であるとして、荘園領主長瀧寺へ年貢を納めようとした

いのであると、解釈できる²⁵。そして、この史料からは同荘でも一の岡本同様、当時は複数の領有主体（年貢納入先）があった可能性をおさえ、またその状況下で河上の名主百姓中が主体的に行動している点を重視したい。

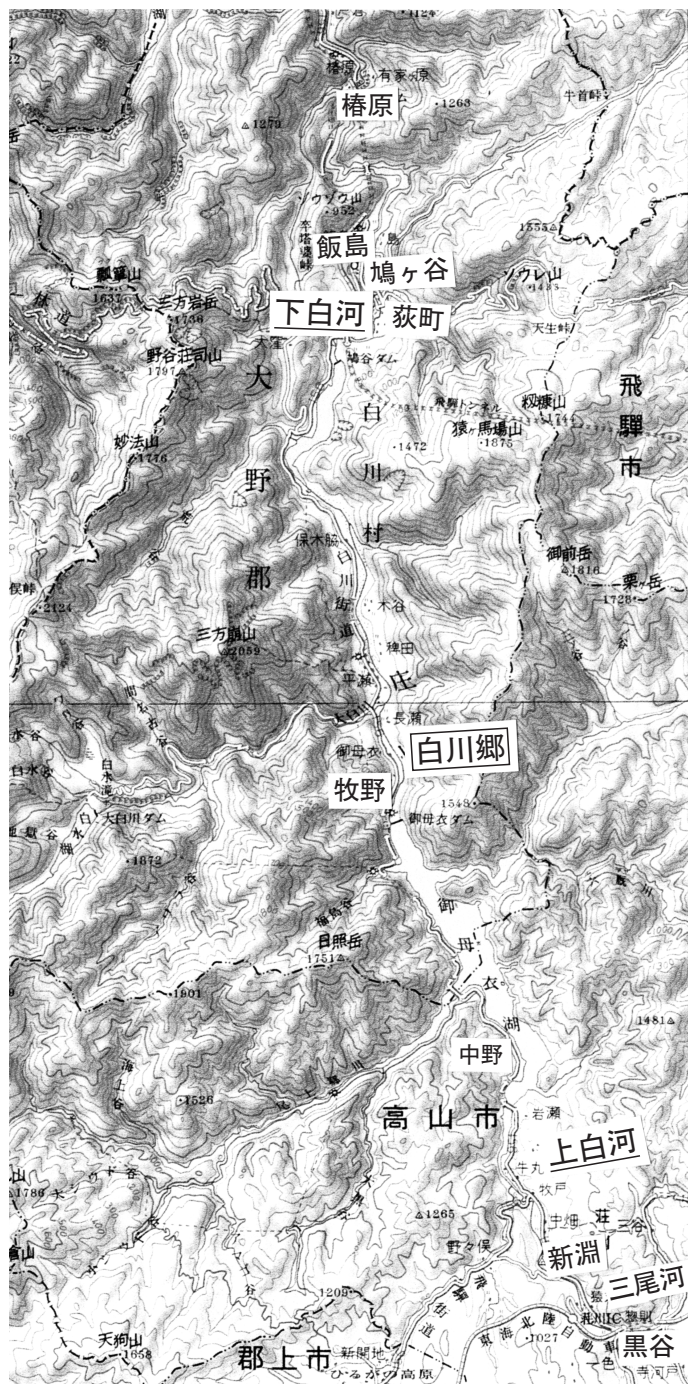
なお、『莊嚴講記録』弘治二年条（長瀧寺蔵）²⁶には「川上神領、寅（天文二十三年。筆者註）秋ヨリ三木被押、兩年不納候、：辰（弘治二年。一五五六）秋ヨリ寺納候」とある。すなわち、【史料六】より少し下って、三木氏は「川上」（河上）白山神領を「押」領する主体としても登場するのである。

以上、十五世紀前後から十六世紀にかけての河上荘のすがたをまとめたい。同荘では当初、荘園領主の白山長瀧寺の影響、のちに守護・国人の動向がみられたが、一方、その中で河上の名主・百姓らの主体的動きも確認された²⁷。なお、この頃、複数の領有主体が拮抗した様は先にもみた通りであるが、一や二両荘の社会ではその中に公領・国衙勢力の広がりもうかがえよう。さらに、河上荘には福寄・牧ヶ洞・中野（のち三日町）・新宮・下切などの小集落があった²⁸が、こちらも近世の村々への流れについては今後の課題である。

さて、長瀧寺・同寺領河上荘と共通する他地域の事例として、筆者は紀伊国粉河寺・同寺領東村の事例に注目したい。特にこれらとともに在地寺院が強く村にかかわろうとしている点、東村は「王子神社文書」にみる惣村の好例である点²⁹、【史料六】でみた河上名主百姓中の動きなどに今後、あわせて注意しよう。

三、白川郷と善俊・照蓮寺

三ではもう一つ白川郷（白川荘・白川。現岐阜県大野郡白川村と高山市荘川町・清見町の一部。左の【図三】参照）を取り上げ、むすびにつなげたい。なお、ここは図からも想定できるように、大きく二つの区域（下白川と上白川）に分かれる。それぞれの成り立ち



【図三】飛騨国白川郷地形図

やその後（近世の四十二ヶ村についても）の過程などは今後の課題であるが、ここでは「白川」の地全体における人々の動きから飛騨国の一社会を考えよう。

さて、平治元年（一一五九）、初めて藤原俊家領「白川御庄」が登場したが、³⁰基本的には以降、ここは「白川郷」や単に「白川」と表記される。安元元年（一一七六）には、関白藤原基房が白川郷を藤原頼実へ給する（「飛騨国白川郷可給頼実」³¹）など、この頃は撰関

家領として確認されるが、その後の状況ははっきりしない。

福井重治氏によると、文明十七年（一四八五）から明応七年（一四九八）まで各寺院に本願寺の宗主が下付した本尊（絵像）に、「白川善俊門徒」云々と裏書されたものが二十点程確認できるとい³²う。そのうちからまず一例を掲載しよう。

【史料七】方便法身尊形裏書（本光寺所蔵）

本願寺釈蓮如（花押）

文明十七年乙巳十一月廿八日

飛驒国白河善俊門徒

方便法身尊形

美濃国郡上郡奈良谷

願主 釈円実

【史料七】はその二十点程のうち最古のもの（現飛驒市古川町本光寺所蔵）であり、ここでは本願寺八世蓮如が善俊を通じて美濃国郡上郡奈良谷（現高山市清見町楡谷か）の僧円実（白河（川）善俊門徒）へ方便法身尊形を下付したことがうかがえる。なお、善俊は白川に在住した僧で、十五世紀後半頃に本願寺と在地との仲介役、白川・周辺で真宗を広めた存在であったとみられる³³。そして、その善俊の行動範囲であるが、【史料七】を含む先述した一連の本尊裏書からは白川（大野郡）や郡上郡内、そのほか一の河上荘をはじめ大野郡内各地が対象として確認される。

しかし、後になると、本願寺と在地を仲介する主体は次の史料のように変化する。

【史料八】方便法身尊像裏書（常光寺蔵）

大谷本願寺釈実如（花押）

方便法身尊像

永正八年二月九日

照蓮寺門徒

飛州椿原

願主釈空西

【史料八】は永正八年（一五一一）、次は本願寺九世実如から空西へ下付したものである。空西のところに記された「飛州椿原」とは、白川郷内のそれ（現白川村椿原）であろう。そして、ここでも空西と本願寺の間を先の【史料七】と同様に考えると、それは照蓮寺が仲介したとみられる。同じように「照蓮寺門徒」と裏書された本尊もいま四十点弱のこされる。ところで、照蓮寺とはもと白川郷中野（現高山市荘川町中野）にあった真宗寺院（中野御坊・正蓮寺）で、それが十六世紀に入る頃から本願寺の飛驒国における拠点になった。なお、照蓮寺はのちに現在の高山市鉄砲町の地（近世高山藩主金森氏の本拠高山城のそば）に移動する。

そして、これらの史料をみると、文明（【史料七】）以降から永正（【史料八】）にかけて、在地における本願寺の布教システムには何らかの変化があったことが想定される。すなわち、福井氏によるそのほかの本尊裏書までを含めまとめたデータからは、明応三年（大永四年（一五二四）頃）に白川照蓮寺の関与がうかがえるようになる。これは本願寺による本尊の各在地社会への下付が先の善俊ら個人の間から照蓮寺によるもの（「照蓮寺門徒」の形成）へと変わりつ

つあったことを意味し、それがここでは【史料七】と【史料八】の差となってみえたのであろう。⁽³⁵⁾なお、この種の史料としてはほかに、「照蓮寺門徒白川郷新淵村」を記した方便法身尊像裏書（法蔵寺所蔵）⁽³⁶⁾はじめ白川郷内の飯島・鳩ヶ谷・荻町・牧野（牧）・六馬屋（六厩）・中野・三尾郷（三尾河）などを記載したものがみられる。以上、十五世紀後半から十六世紀の白川郷のすがたをまとめよう。すなわち、ここではさらに下った時期に、いわゆる「本願寺勢力下の村」が二段階にわたって確認された。これは先にみた岡本保や河上荘とはまた違った、白川郷の世界として注目されよう。⁽³⁷⁾同郷・周辺地域ではその後、本願寺と在地武士たちとの接触、照蓮寺のさらなる動向、一向一揆の終焉などが知られるが、本稿ではその前、一荘園・郷世界として白川郷のあり方をとらえ、その後の展開については別の機会に考えたい。

なお、同村における前代からの道場や照蓮寺のような本願寺系在地寺院の存在とえば、近江国堅田における本福寺の事例が注目されよう。ここでは、永井隆之氏らによって当該期の湖岸村落間連合の中での堅田の位置付けが、本福寺（馬場道場）・三上氏（全人）の動向と合わせて論じられている。⁽³⁸⁾そして、この白川郷や善俊の道場、照蓮寺の事例は堅田本福寺のことなど、当該期の在地社会を考える上でも参考になるのではないか。

おわりに

本稿では飛驒国の荘園についていくつかの事例をみて、同国の荘園社会を一部紹介し、それらの記述を詰めていく上で今後の課題を確認した。そして、特にここでみた三荘とともに公領と非常に近い位置にあったことが想定され、その点は国衙とのかかわりを含め、当該地域における中世後期社会をみていく上で、今後も考える必要がある。

一方、各章のまとめからは、三荘にはそれぞれの世界が展開していたことも知られた。ただし、そのことが各荘園としてだけではなく、荘内諸集落ごとの動きとしてはどうであったか。例えば、筆者がこれまでみて来た近江国奥嶋荘・津田荘や加賀国倉月荘⁽⁴⁾などでは同じ中世後期に、現代にまでつながる規模の集落があらわれ、それぞれ独自の世界を展開させていた。本稿ではそうした「村」々の動きまでを取り上げることがほとんどできなかったが、それらのすがたを細かくみていくことが今後必要であろう。その際、前掲【史料六】にあったような河上名主百姓中の主体的な動きや、白川郷にできて来るよりミニマムな集落ごとの動きにも注目したい。また、岡本保でみたような複数の領主や支配形態が、その中にできて来る複数の集落とどうかかわるのかについても今後の課題としたい。

「はじめに」で述べた通り、飛驒国の荘園に関してはこれまで研究が多いとは言いがたい。しかし、本稿でみて来た事例からは、飛驒

国の各荘園にはほかの地域のよく知られた荘園と共通する点、同荘園の情報に補強を加え得る史料・素材もいくつかみられた。それらを含めて今後、まだ多くの課題がのこされていることを認識した上で、本稿はむすびとしたい。

【註】

- (1) 『講座日本荘園史』全一〇巻（吉川弘文館、一九八九～二〇〇五年）。
- (2) 竹内理三編『荘園分布図』上巻（吉川弘文館、一九八〇年）。
- (3) 『国立歴史民俗博物館資料調査報告書六一二 日本荘園データ一』（一九九五年）。
- (4) 国土地理院地形図のうち、【図一】（岡本保）は「高山」「三日町」（五万分の一）、【図二】（河上荘）は「三日町」（同）、【図三】（白川郷）は「金沢」（二〇万分の一）にそれぞれよった。
- (5) （仁安元年）「飛驒国雑物進未注進状」（中右記部類第十六裏文書・宮内庁書陵部蔵）『岐阜県史』史料編・古代中世四。
- (6) 本史料（内閣文庫所蔵文書 山科家古文書）は『岐阜県史』史料編古代・中世四によった。
- (7) なお、当該期の飛驒国守護、京極高秀と後述する高光については佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 上』（東京大学出版会、一九六七年）「飛驒」の項、岡村守彦『飛驒史考 中世編』（一九七九年）のち復刻・『飛驒中世史の研究』戎光祥出版、福井重治「広瀬氏の時代」（『国府町史』通史編Ⅰ、中世編第二章、二〇一一年）を参照した。
- (8) 『教言卿記』応永十三年七月五日『史料纂集』（統群書類従完成会）。
- (9) 『教言卿記』応永十五年十二月二十五日。
- (10) 「佐々木文書」は高根県古代文化センター編『戦国大名尼子氏の伝えた古文書―佐々木文書』によった。また、あわせて『大日本史料』第七編之十四（東京大学出版会）で補訂した。
- (11) 応永十八年閏十月二十日室町幕府御教書案（佐々木文書）。
- (12) 飛驒「国司」姉小路氏や応永十八年の同乱については、『応永飛驒の乱600年記念誌 姉小路氏と広瀬』（二〇一一年）、大藪海「北朝・室町幕府と飛驒国司姉小路氏」（『室町幕府と地域権力』吉川弘文館、二〇一三年・初出二〇〇九年）、堀祥岳「中世古川をめぐる相克」（『飛驒古川 歴史をみつめて』第二部第五章、二〇一五年）を参照した。ただし、大藪氏が同乱について、管領斯波氏の勢力削減という将軍足利義持の意図を背景に考える点は、なお議論が必要と思われる。
- (13) 『山科家礼記』は『史料纂集』（統群書類従完成会）によった。なお、当該地域の「国司」については註12大藪論文、堀論文を参照した。
- (14) 文明三年十月五日室町幕府奉行人連署奉書写『山科家礼記』（久守記）文明三年十月七日。これらの史料についても註12大藪論文を参照した。また、飛驒国山科家領荘園における山科家と江馬氏については住修「文明三・四年期の山科家と江馬氏の関係」（『飛驒の中世』五、二〇一四年）が当該地域における公武の動向・関係構築を踏まえ、論じている。
- (15) 『山科家礼記』文明十二年十一月十五日。
- (16) 日根荘に関しては小山靖憲・平雅行編『荘園に生きる人々』（和泉書院、一九九五年）、榎原雅治「地域社会における「村」の位置」（『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年・初出一九九八年）、廣田浩治「政基公旅引付」と日根荘」（『新修 泉佐野市史』一・中世、第四章、二〇〇八年）を参照した。
- (17) 註5飛驒国雑物進未注進状。
- (18) 建長七年十一月十八日権別当某寄進状写（楓軒文書纂）『岐阜県史』史料編・古代中世四。一部写真で校訂。『清見村誌』上巻（一九七六年）、『日本歴史地名大系二 岐阜県の地名』（平凡社、一九八九年）、中野義夫『楓軒文書纂』に見る白山長滝寺荘園河上庄』（『斐太紀 研究紀要』三、二〇一〇年）、堀祥岳「古川地域の中世的景観」（『飛驒古川 歴史をみつめて』第二部第四章、二〇一五年）、福井重治「中世の高山盆地と川上荘」（『飛驒の中世』七、二〇一六年）。

- (19) 註18中野論文。なお、中野氏は、長瀧寺領河上荘の成立とその後の経緯、白山長瀧寺と延暦寺との関係などを指摘する。
- (20) 応永二十九年六月十三日足利義持御判御教書写（楓軒文書纂）、応永二十九年七月六日管領畠山満家施行状写（同）。
- (21) 永享三年十月十三日足利義教御判御教書写（楓軒文書纂）、文安四年十二月十四日足利將軍家下知状写（同）・足利將軍家御教書写（同）、康正二年七月二十一日足利義政御判御教書写（同）。
- (22) 「長瀧寺文書」は『岐阜県史』史料編・古代中世一によった。
- (23) 師貞・秀隆は同刊本では京極氏の「老臣」とされる。
- (24) 大藪海「戦国期における武家官位と守護職」（註12大藪論著。初出二〇〇九年）、註12堀論文、住修「山科家古文書に三木氏をみる」（『飛驒の中世』七、二〇一六年）。
- (25) 【史料六】のうち特に傍線部は意味が取りづらいが、本史料が『長瀧寺文書』にのこされたことを踏まえ、以上のように解釈したい。なお、註18「清見村誌」上巻、『岐阜県の地名』（『河上庄』の項）を参照した。
- (26) 同史料は『岐阜県史』史料編・古代中世二によった。
- (27) 河上荘における百姓らの動向としては今後、田口勝「飛驒川上荘、戦乱の避難所「村の城」」（『飛驒の中世』四、二〇一三年）にも注目したい。
- (28) 註18「清見村誌」上巻、『岐阜県の地名』、中野論文。
- (29) 東村については蘭部寿樹「中世惣村の変貌」（『日本歴史』四二一、一九八三年。後に『日本中世村落内身分の研究』（日本歴史）校倉書房、落景観の変容と地域社会」（『日本中世地域環境史の研究』）校倉書房、二〇〇八年・初出一九九七年）、同「粉河荘東村一寺辺領の村と領主」（山陰加春夫編『きのくに荘園の世界』下巻、清文堂出版、二〇〇二年）を参照した。
- (30) 平治元年十二月五日藤原太子解（陽明文庫所蔵兵範記仁安二年冬巻裏文書）（『平安遺文』第六巻（東京堂出版））。
- (31) 『玉葉』安元二年十月二十二日（『玉葉』（名著刊行会））。
- (32) 福井重治「中世の久々野」（『久々野町史』第一巻、第四章、二〇一〇年）。
- (33) 以下、【史料七・八】も同書によった。
- (34) なお、善俊が拠点とした道場はこの頃、白川の鳩ヶ谷（鳩飼。現大野郡白川村鳩谷）にあったという。『岷江記』巻一（『高山別院史』上巻）。福井氏によるデータ・一覧表は註32福井論文九五〜九七頁に掲載されている。福井氏はそれを作成する上で『高山別院史』上巻（一九八三年）などを参照したという。
- (35) なお、「善俊道場」の形成については、時期をより早くにとる見解もあるが、本稿では本尊裏書、古記録など同時代にのこされた史料を多く素材に考察を進めた福井氏の見解に従った。この点については、ほか註18「清見村誌」上巻、註7岡村論著、石原勉「中世の飛驒」（『朝日町史』第一巻・第三章、一九九七年。第五・六節）も参照した。
- (36) 文亀元年三月八日方便法身尊像裏書（法蔵寺所蔵。長谷川忠崇『飛州志』巻五）（『飛驒資料 飛州志』岐阜県郷土資料刊行会。これも福井氏による註32一覧表（註34参照）に含まれる）。
- (37) ただし、河上や岡本も含むこのあたりの地域では当該期、次第に本願寺勢力の展開が広くみられた。それでも白川の在地社会ではいま、「本願寺勢力下の村」関係のものばかりが確認され、その世界がより鮮明にみられることを重視したい。
- (38) 永井隆之「戦国時代の百姓思想」（『戦国時代の百姓思想』東北大学出版会、二〇〇七年・初出二〇〇一年）、同「戦国時代の村落における組織上の問題」（同書・初出二〇〇一年）、田口綾「中世後期の堅田とその実態」（『佛敎大学大学院紀要 文学研究科篇』四一、二〇一三年）。
- (39) なお、永井氏は堅田の事例から、当時「政治行為」「自治行為」を領主に委任する「村」の方向性があったことを指摘しており、今後色々なかたち・すがたの「村」をみていく上でこの点にも注意したい。
- (40) なお、本稿ではほとんど触れることができなかったが、このほか大野郡では同じく「はじめに」であげた穴野御厨の存在が知られる。同御厨は史料上あまり登場することがなく、「伊勢大神宮造替遷宮事日食米処々注文」（『神鳳鈔』）（『群書類従』第一輯・神祇部（統群書類従完成会））に「飛驒国。穴野御厨」と確認される程度である。

- (40) 拙稿「近江国奥嶋荘・津田荘・大嶋奥津嶋神社にみる「惣」と各集落」
『民衆史研究』八三、二〇一二年)、拙稿「惣村の社会と荘園村落」(荘
園・村落史研究会編『中世村落と地域社会』(高志書院、二〇一六年)。
(41) 拙稿「摂津氏領加賀国倉月荘における領有状況の錯綜と在地社会」(『地
方史研究』三三五、二〇〇八年)、拙稿「室町期・戦国期の加賀国倉月
荘の「村」々と在地社会」(『加能地域史』五八、二〇一三年)。